

「八千代市空家等対策計画（見直し案）」に関する意見募集要項

本計画は令和3年3月に策定し、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としています。ただし、法令の改正や社会情勢の変化などがあった場合は、概ね5年を目途に計画の見直しを行うこととしており、今般、令和5年12月の改正空家法の施行により空家等対策における総合的な強化として示された対応策に対し、本計画に位置付け、取組みを推進する必要があることから、見直し案をとりまとめました。

つきましては、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、この計画（素案）に対する意見募集を実施いたしますので、皆様のご意見をお聞かせください。

- 1 案件の名称 八千代市空家等対策計画（見直し案）
- 2 提出方法 原則として書面又は市ホームページのパブリックコメントの意見募集にあるリンクから提出してください。また、書式は問いませんが、「八千代市空家等対策計画（見直し案）」と表題を明記のうえ、提出者区分、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、法人・団体名、代表者及び所在地）を必ず記入してください。
- 3 提出者区分
 - (1)市内に住所を有する方
 - (2)市内に事務所・事業所を有する方
 - (3)市内に通勤・通学している方
 - (4)本件に利害関係のある方
- 4 提出期間 令和7年11月1日（土曜日）から12月1日（月曜日）まで
- 5 提出先
 - (1)持参 八千代市役所 建築指導課（平日・午前8時30分～午後5時15分）
 - (2)郵送 〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 建築指導課宛
 - (3)ファクス 047-484-8824
 - (4)ちば電子申請サービス

6 提出された意見の取扱い

提出されたご意見を十分に考慮したうえで、見直し案を作成します。

また、いただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方を公表するとともに、素案の修正を行った場合は、その修正内容を公表します。

ただし、八千代市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれているときは、当該情報を除いて公表するとともに、収集した個人情報については十分に注意し、特定できるような内容は掲載しません。なお、いただいたご意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。

- 7 問い合わせ先 八千代市都市整備部建築指導課 電話 047-421-6773